



石川労働局発表
平成29年8月29日(火)

照会先]

石川労働局 労働基準部 賃金室
室長 前 秀一郎
室長補佐 川崎 春夫
連絡先 076-265-4425

報道機関各位

石川県最低賃金は10月1日から 「時間額781円」に改正されます！

～平成29年度石川県最低賃金周知強化期間が始まります～

石川県内の事業場で働くすべての労働者に適用される地域別最低賃金である「石川県最低賃金」について、石川労働局長（小奈 健男^{おな たけお}）は、石川地方最低賃金審議会（会長 高見 俊也^{たかみ としや}）の異議審議を経て、本年8月7日付けの改正答申どおり「時間額781円」に改正決定し、9月1日付けの官報に公示して、その効力発生日は平成29年10月1日（日）になります。

平成29年度の最低賃金の改正は、時間額表示となった平成14年度以降、平成28年度の引上げ額（22円）を上回る最も大きい引上げ額（24円）となります。

改正額 (時間額)	現行額 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生日
781円	757円	24円	3.17%	平成29年10月1日(日)

改正される石川県最低賃金の効力発生日の本年10月1日(日)からは、石川県内で事業を営む使用者は、原則として、その使用するすべての労働者に対し、「時間額781円」以上の賃金を支払わなければなりません。

石川労働局では、官報に公示される9月1日から効力発生日の10月1日までを「石川県最低賃金周知強化期間」として、各労働基準監督署及び各公共職業安定所とともに集中的に周知活動を行います。

地方公共団体、使用者団体、労働者団体等県内470の関係機関に対して、広報誌への掲載やポスター掲示依頼などの協力要請、県内主要10駅へのポスター掲示依頼、石川労働局等が行う説明会、研修会等でのリーフレットの配布等、あらゆる機会を捉えて周知することとしています。

あわせて、賃金引上げに向けた生産性向上等のための中小企業・小規模事業場への支援事業（業務改善助成金等）の周知も行います。

具体的な活動計画は別紙のとおりです。

平成29年度 石川県最低賃金周知強化期間活動計画一覧

分担・実施内容 実施項目・対象		局		監督署		安定所		
		分担	実施内容	分担	実施内容	分担	実施内容	
1	協力要請	地方公共団体	○	広報誌・HPへの掲載、ポスター掲示依頼				
		関係行政機関	○	広報誌・HPへの掲載、ポスター掲示依頼				
		使用者団体	○	広報誌・HPへの掲載、ポスター掲示依頼				
		労働者団体	○	広報誌・HPへの掲載、ポスター掲示依頼				
		大学等、求人情報会社	○	広報誌・HPへの掲載、ポスター掲示依頼				
2	ポスター、リーフレットの配布	○	県内470の関係機関及び団体等 主要10駅へのポスター掲示依頼 (本省取組)	○	ポスターの掲示及び窓口へのリーフレットの配置	○	ポスターの掲示及び窓口へのリーフレットの配置	
3	石川労働局HPへの掲載	○	改正内容とリーフレット掲載 バナー作成					
4	集団指導等 (リーフレットの配布、中小企業・小規模事業者への支援事業等の周知)	○	安定部・均等室との連携(集団指導時のリーフレットの配布等) 改正育児・介護休業法等説明会 9/12(9/14)におけるリーフレットの配布等 会合等での挨拶における改正最低賃金額の言及	○	集団指導時等のリーフレットの配布等	○	集団指導時等のリーフレットの配布等	
5	派遣元事業主を対象に周知	○	需給調整事業室と連携 派遣元事業所研修会(9/11)、 新設派遣事業者説明会(9/14) におけるリーフレットの配布等					
6	減額特例許可を行った事業場等に対する周知			○	減額特例許可を行った事業場及び過去3年間に最低賃金法第4条に違反した事業場に対する周知			
7	その他	○	駅西合同庁舎ロータリーに看板を設置 封筒等に押印する改正最低賃金額周知のゴム印の作成	○	封筒等への改正最低賃金額周知のゴム印押印	○	封筒等への改正最低賃金額周知のゴム印押印 求人窓口における最低賃金額の確認	